

令和5年3月長浜市教育委員会定例会 会議録

I. 開催事項

1. 開催日時

令和5年3月28日（火） 午後3時00分～午後4時25分

2. 開催場所

教育委員会室（長浜市八幡東町632番地 長浜市役所5階）

3. 出席者

教育長	織田 恭淳
委員	前田 康一（教育長職務代理者）
委員	廣田 光前
委員	宮本 麻里
委員	中村 亜紀
委員	松宮 誠也

4. 欠席者

なし

5. 出席事務局職員

教育部長	内藤正晴
次長	堤幹広
次長	東野裕賢
教育総務課長	服部稔
管理監（未来子ども局設置準備担当）	
兼幼児課長	中島尚子
教育改革推進室長	中北隆尚
教育指導課長	笥敏弘
すこやか教育推進課長	山岡万裕
教育センター所長	橋憲照
子育て支援課長代理	伊吹宗人
教育総務課長代理	前嶋美和
教育総務課主幹	川瀬奈津代

6. 傍聴者

なし

II. 会議次第

1. 開 会

2. 議 事

日程第 1 会議録署名委員指名

日程第 2 会議録の承認

日程第 3 教育長の報告

日程第 4 議案審議

議案第 5 号 令和 5 年度長浜市教育行政方針の策定について

議案第 6 号 長浜市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

議案第 7 号 長浜市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正について

議案第 8 号 教育委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行規則の制定について

議案第 9 号 長浜市立学校等における通話録音装置の設置及び運用に関する要綱の一部改正について

議案第 10 号 長浜市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正について

議案第 11 号 長浜市通園バス利用要綱の一部改正について

議案第 12 号 長浜市部活動の地域移行推進協議会設置要綱の制定について

議案第 13 号 長浜市就学援助費及び入学前応援金給付要綱の一部改正について

議案第 14 号 長浜市特別支援教育就学奨励費給付要綱の一部改正について

議案第 15 号 長浜市教育委員会事務処理規程の一部改正について

議案第 16 号 教育委員会の所属職員の任免について

日程第 5 協議・報告事項

(1) 長浜市立認定こども園の管理運営に関する規則等の一部改正について

(2) 長浜市認定こども園一時預かりサービス事業実施要綱等の一部改正について

(3) 長浜市保育所規則の一部改正について

(4) 長浜市立保育所等延長保育事業実施要綱の一部改正について

(5) 長浜市民間認可保育所及び認定こども園運営補助金交付要綱の一部改正について

(6) 長浜市保育士等宿舍居住支援事業補助金交付要綱の一部改正について

(7) 長浜市次世代育成支援対策施設整備費補助金交付要綱の一部改正

について

- (8) 令和4年長浜市議会3月定例会議会代表質問及び一般質問答弁要旨について

日程第6 その他

3. 閉会

Ⅲ. 議事の概要

1. 開会

教育長から開会宣言があった。

2. 会議録署名委員指名

前田委員、中村委員

3. 会議録の承認

2月定例会・2月臨時会

特に指摘事項はなく、2月定例会及び2月臨時会の会議録は承認された。

4. 教育長の報告

教育長：本日の教育委員会定例会をもちまして、廣田委員様及び宮本委員様が任期満了により教育委員をご勇退されます。長きにわたる本市教育へのご功績に厚くお礼申し上げます。

なお、すでにご存じのことと思いますが、お2人の後任には兼子貴絵氏及び前川加奈子氏が選任される予定です。兼子氏は小中学校での勤務経験や、本市の長浜市総合計画審議会委員及び「『未来をになう長浜っ子』育成プロジェクト懇話会」の委員として、本市の教育や行政に様々な形で携わっていただいております。また、前川氏は地域の子どもたちに芸術文化や自然体験を届ける「あしながほほえみプロジェクト」を通して、子育て支援活動に力を注いでおられます。お2人との初顔合わせは次回の4月定例会になる予定ですので、よろしく願いいたします。

廣田委員様及び宮本委員様、お2人とは私としては、今年の教育センター所長時代から、2年のお付き合いをさせていただきました。この2年間には、時間では計ることができないぐらいの本当に多くのことを教えていただきました。

先日来、個人的にもいろいろなお話をさせていただき、勉強となることが多くありました。感謝の意はここでは語り尽くせません。先ほども申しあげましたが、本日の定例会の最後に、あらためてお礼を申しあげたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

5. 議案審議

「議案第 16 号 教育委員会の所属職員の任免について」は、人事に関する案件であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項の規定に基づき非公開としたい旨の発議が教育長よりあり、委員の全会一致で可決された。

議案第 5 号 令和 5 年度長浜市教育行政方針の策定について

教育長は事務局に説明を求め、各所属長から資料に基づき説明があった。

主な質疑応答は以下のとおり

松宮委員：17 ページの学力学習状況調査の令和 5 年度の数値目標ですが、中学校が令和 4 年度の実績見込みのマイナス 1%からマイナス 1.3%と数値が下がっていますが、これは目標値としてどうなのでしょう。

教育指導課長：中学校の計画策定時の数値がマイナス 2.8%であり、令和 7 年度に向けた計画目標値がその当時、毎年 0.5%ずつ上げていくということであったため、マイナス 2.8%から毎年 0.5%上げてきた数値を令和 5 年度目標値としているため、マイナス 1.3%となっています。計画目標として定めたとおり、上段と下段の指標の目標値を定めています。

松宮委員：昨年度の実績値からプラス 0.5%ということならば、すぐに理解できると思いますが、この表現ですと理解しにくいのではないかと思います。

教育指導課長：下段の指標について、小学校の実績見込みの数値が今年度はマイナス 4.2%まで落ちました。こちらは計画策定時の数値がマイナス 1.6%であったため、そのような表現をすると、令和 5 年度の目標値であるマイナス 0.1%まで、かなり数値を上げなくてはなりません。委員がおっしゃるように、前年度の実績値からマイナスの目標値でも良いのかといったことを協議しましたが、確実にこの数値を上げていくことで、このような表現となりました。全国の数値を上回るというベースは持ちながらとは考えています。ただし、この表現の仕方により誤解されるおそれはあると思います。

松宮委員：35 ページの教職員の働き方改革の推進に関する取組名ですが、ワークバランスというのは一般的に使われている言葉ですか。通常は、ワークライフバランスではないかと思います。

教育指導課長：ご指摘のとおり、ワークライフバランスです。

教育長：修正願います。目標値についても、再度検討してもらえますか。

教育指導課長：わかりました。

前田委員：教育指導課の所属別重点目標である 3 ページのカリキュラム・マネジメントの実施についてですが、これと 17 ページの「各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントの実施」という具体的な施策について、内容の整合性があるのかと思います。重点施策によりカリキュラム・マネジメントにどのような効果があり、何のためにやるのかというのが伝わってきません。

例えば環境教育という教科はないため、総合的な学習の時間の中で各教科との

関連や横断的な指導を基にして、子どもたちに環境教育に対する資質や能力を育てていくということになると思います。そのために、カリキュラム・マネジメントを実施するという事ではないでしょうか。

カリキュラム・マネジメントの実施により、全国学力・学習状況調査の結果に繋がってくることは間違いないと思いますが、もう少し内容を吟味されてはどうかと思います。

教育指導課長：今言ってくださったように、真の学力というのは認知の部分と非認知の部分があります。委員にご指摘いただいたことですが、例えば、18 ページ、19 ページ、20 ページあたりにもそういったことが書いてあります。

市では 2050 年に向けたゼロカーボンの話もあります。小学校の時には「うみのこ」「やまのこ」「たんぼのこ」といった事業をしていますが、事業単体の実施のみで終わってしまっていますので、ご指摘のように横断的な部分が必要だと思います。

いろいろなことが多岐にわたっている中で、ご指摘のように、これを実施することにより、全国学力・学習状況調査がどうなるのかということはあると思いますが、もう一度精査をして、こちらの意図がしっかり伝わるようなものにできればと思いました。

教育長：文言等を含めて検討してください。

廣田委員：すこやか教育推進課の 4 ページのところですか。先ほども、給食の残食が多いという話を聞きましたが、以前に伺った小学校でもそういった話がありました。

8 ページのNo.23 の指標である「朝食を毎日食べる児童の割合」ですが、小学校は 89.2%、中学校は 82.3%と書いてありますが、朝に食事をしない子が 1 割もいるため、多いと思います。朝食はとても大切ですので、目標値とされている小学校 91.0%と中学校 86.0%ではなく、100%の目標値を設定すれば良いのではないかと私は思っています。小学校と中学校の割合を比較すると、中学校の割合が多いようですが、原因は何ですか。もし分かれば教えてください。

すこやか教育推進課長：食育を通して、小中学校の子どもたちに栄養のことをしっかりと理解してもらうために、朝食の重要性も PR するという事で、この目標値を上げていますが、全体の 1 割程度が朝食を食べてないという状況になっています。この数字の分析については、給食センターの栄養職員でなければ分からないところがあります。

教育長：目標値を 100%にするのはどうですか。そこまでは難しいですか。

すこやか教育推進課長：過去の実績から目標値を考えていますが、100%にするのは難しいと思っております。

廣田委員：なぜ朝食が大切かというと、学力の問題も関わっています。朝食を食べると脳の回転が良いです。朝食を食べないと脳の回転は悪くなります。長浜市の学力を上げたいということですが、これも一つの力ではないかなと思います。で

できれば100%の目標に向かって力を入れてください。よろしくお願いいたします。

教育長：分析については、もう一度しっかりとやってください。

宮本委員：食育の推進のところですが、フードロスや残食について、21 ページの事業説明の中では感じるできませんでした。

先日も、長浜市では給食費が無償で、市民の皆さんの税金により給食を食べさせてもらっているのに、給食における残菜が多いことがとても気になるということを教育長がお話しされていたと思うのですが、少しでも何か子どもたちに食育のことを伝えることにより、フードロスと一緒に考えるであるとか、この説明の中でも文言を変えて、そのような内容が読み取れるようになるとより良いのではないかと思いました。

また、園や放課後児童クラブなどの待機児童数は減っており、ある一定の働きたいお母さんたちが安心して子どもを預けられる環境が整ってきていると思います。次の段階として、働きながら子どものことを相談したい保護者さんの窓口が必要になってくるのではないかと思うので、今後はそのあたりの視点も持っていただけると良いと思いました。

すこやか教育推進課長：今、給食センターが抱えている一番大きな問題になっておりますので、その文言を入れながら修正させていただきます。

教育長：具体的にしっかりと取り組んでいくように、お願いします。

中村委員：18 ページの理科教育の推進というところに、非常に興味を持っています。

長浜市には長浜バイオ大学という理系の大学があり、そこでこういった科学教室のようなものを実施してくださるのは、子どもたちにとっても非常に良いことだと思います。

また、学校の先生の中にも、鳥のことなどについて、詳しくご存じの方もいらっしゃると思いますが、やはりなかなか一般の勉強をただけでは、そういった専門的な知識は得られないと思います。せっかく長浜市には、動植物に詳しくいろいろな事と教えてくださる方がいる湖北野鳥センターなどの施設があるので、子どもたちがそういった施設の方などと触れ合う機会があれば良いと思います。

これは理科教育のことではないのですが、ある小学校に視察に行かせてもらった時に、歴史関係の大学生との交流があるとお聞きしました。そういった機会があると、やはり子どもたちは大学生に憧れると思います。いろいろな人に憧れるということが私は非常に大切だと思うので、長浜バイオ大学の学生も、きっと子どもたちから見ると、すごく大きなお兄さんやお姉さんに見えて、色々なことを知っているように見えると思うので、そういった人たちとの異年齢交流があることは、私は非常に良いことだと思いますし、どんどんやっていただきたいと思っています。

教育指導課長：「長浜学びの実験室」については、事業開始から10年ほどたちますが、参加する学校もどんどん増えてきています。また、新型コロナウイルスのこともあり中止していた、子どもたちが実験後に食堂に行き、大学生がいる所でカ

レーライスを食べるということも、本年度後半からは再開することができました。

一方で、特に小学校の先生で、高学年の専科指導ということが始まった関係で、理科の指導をされていない先生方が思ったよりおられました。これらの4年次、5年次の先生方全員に、大学から講義をいただきました。次年度も4年次、5年次の先生方に同様に行いたいと思います。

また、長浜に来てくださった初任者の研修の中で、先ほど言ってくくださった長浜のよさという意味で、研修も積ませていただいています。

子どもたちに伝える前に、やはり教師が地元を知らなくてはならないと思います。貴重な意見をありがとうございます。

教育長：湖北野鳥センターや長浜城歴史博物館など、積極的に子どもたちが活用できるように計画してください。

教育指導課長：はい。

前田委員：13 ページの「アプローチ・スタートカリキュラムをテーマにした園小の連携及び研究会の実施校区の数」ですが、これについては教育長から、年始に重点的に取り組んでほしいという依頼がありました。実績見込みが25 小学校のうちの4 小学校区ということですが、実施校数が少ない原因はどこにあるのですか。

幼児課長：小学校も園でも、先生方には園小連携はすごく重要な取組だという認識はあるのですが、園の職員からするとすごく小学校の敷居が高いというところがありますし、学校の先生方も日常業務が忙しく、園に見学に来るであるといった時間もなかなか取れないという状況の中で、進捗が遅れているのではないかと思います。

来年度は、まずは小学校と園の先生方、管理職はもちろんのこと、担当レベルで顔を合わせて、気軽に話せるような関係性を作っていただき、そこから園小連携を進めていければと考えています。

前田委員：今の話を聞いていると、ハードルが高い気がします。令和5年度の目標値は全小学校区になるのですか。

幼児課長：目標は高く掲げています。

前田委員：顔合わせぐらいでは、園小連携は進まないかもしれないというのが実感です。やはり実践事例を交流しなければならぬと思います。教育長も、年始に校長先生に、園小連携を進めると言われているので、やはり積極的に管理職が動かないと、全小学校区での実施にはならないと思います。

特に、言葉の力などは特に私はやるべきだと思っています。虎姫学園などは、認定こども園に指定を受けてやっておられますが、少し小学校へのつながが悪いと思います。やはり、そのあたりをどのようにつなぐのかということも、もう少し検討された方が良いでしょうと思います。

その他に意見はなく、各委員とも異議なしということで、原案を一部修正し、決定された。

議案第 6 号 長浜市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

教育長は事務局に説明を求め、教育総務課長から資料に基づき説明があった。
特に意見はなく、各委員とも異議なしということで原案どおり決定された。

議案第 7 号 長浜市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正について

教育長は事務局に説明を求め、教育総務課長から資料に基づき説明があった。
特に意見はなく、各委員とも異議なしということで原案どおり決定された。

議案第 8 号 教育委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行規則の制定について

教育長は事務局に説明を求め、教育総務課長から資料に基づき説明があった。
特に意見はなく、各委員とも異議なしということで原案どおり決定された。

議案第 9 号 長浜市立学校等における通話録音装置の設置及び運用に関する要綱の一部改正について

教育長は事務局に説明を求め、教育総務課長から資料に基づき説明があった。
特に意見はなく、各委員とも異議なしということで原案どおり決定された。

議案第 10 号及び第 11 号は関連する議案のため、教育長は事務局に一括して説明を求め、幼児課長から説明があった。

特に意見はなく、各委員とも異議なしということで原案どおり決定された。

議案第 12 号 長浜市部活動の地域移行推進協議会設置要綱の制定について

教育長は事務局に説明を求め、すこやか教育推進課長から資料に基づき説明があった。

特に意見はなく、各委員とも異議なしということで原案どおり決定された。

議案第 13 号 長浜市就学援助費及び入学前応援金給付要綱の一部改正について

教育長は事務局に説明を求め、すこやか教育推進課長から資料に基づき説明があった。

特に意見はなく、各委員とも異議なしということで原案どおり決定された。

議案第 14 号 長浜市特別支援教育就学奨励費給付要綱の一部改正について

教育長は事務局に説明を求め、すこやか教育推進課長から資料に基づき説明があった。

特に意見はなく、各委員とも異議なしということで原案どおり決定された。

議案第 15 号 長浜市教育委員会事務処理規程の一部改正について

教育長は事務局に説明を求め、教育総務課長から資料に基づき説明があった。
特に意見はなく、各委員とも異議なしということで原案どおり決定された。

議案第 16 号 教育委員会の所属職員の任免について（会議非公開）

教育長は事務局に説明を求め、教育総務課長から資料に基づき説明があった。
特に意見はなく、各委員とも異議なしということで原案どおり同意された。

6. 協議・報告事項

- (1) 長浜市立認定こども園の管理運営に関する規則等の一部改正について
- (2) 長浜市認定こども園一時預かりサービス事業実施要綱等の一部改正について

幼児課長から資料に基づき説明があった。
質疑なし

- (3) 長浜市保育所規則の一部改正について
- 幼児課長から資料に基づき説明があった。
質疑なし

- (4) 長浜市立保育所等延長保育事業実施要綱の一部改正について
- 幼児課長から資料に基づき説明があった。
質疑なし

- (5) 長浜市民間認可保育所及び認定こども園運営補助金交付要綱の一部改正について

幼児課長から資料に基づき説明があった。

前田委員：看護師等を配置せず、保育士等が医療的ケアを行う場合に、補助基準額が1か所当たり年額 495 万円と書いていますが、保育士等が医療的ケアをする医療行為ができるのですか。

幼児課長：保育士は、医療的行為はできません。医療的行為ができるのは看護師ということになります。

前田委員：看護師を配置せず、保育士等が医療行為を行う場合と書いてあるのはどう読めば良いのですか。私は保育士等が医療的ケアはできないものだと思っていました。

幼児課長：私もできないものと認識しております。確認させていただき、回答させていただきます。

廣田委員：補助ということではないでしょうか。看護師さんの指示で補助す

るということはあると思います。例えば複数の患者さんが出てきたときに、看護婦さん1人では対応できないため、看護師さんの指示で補助するということではないかと思います。

教育長：また、確認して回答してください。

(6) 長浜市保育士等宿舎居住支援事業補助金交付要綱の一部改正について
幼児課長から資料に基づき説明があった。

質疑なし

(7) 長浜市次世代育成支援対策施設整備費補助金交付要綱の一部改正について

子育て支援課長代理から資料に基づき説明があった。

質疑なし

(8) 令和4年長浜市議会3月定例会議会代表質問及び一般質問答弁要旨について

質疑なし

7. その他

8. 閉会

教育長から閉会宣言があった。